

平成 30 年 3 月 26 日  
総合政策局総務課

## 地域のモビリティ確保の知恵袋 2017 を策定しました

～ 訪日外国人旅行者の地方誘客を支える交通施策 ～

国土交通省では、市町村等の交通施策担当者が、訪日外国人旅行者の誘客を支える交通施策を計画するにあたって参考にさせていただけるよう、訪日外国人旅行者の観光特性、交通特性等の分析手法、交通施策の検討方法等についてとりまとめた「地域のモビリティ確保の知恵袋 2017～訪日外国人旅行者の誘客を支える交通施策～」を策定しました。

我が国への訪日外国人旅行者は年々増加しているものの、訪問先は大都市など一部の地域に集中しています。インバウンドがもたらす経済効果を全国に波及させるためには、地方への誘客が課題であり、大都市への訪問のみならず地方の魅力を活かした周遊を促すことが必要です。周遊促進にあたっては、交通分野の取組も不可欠です。

そこで、国土交通省では、訪日外国人旅行者が訪れる地域の傾向等(観光特性)、地域内外おける周遊状況やその交通手段等(交通特性)の現状を把握するための分析手法のほか、現状把握を踏まえ、訪日外国人旅行者を誘客するための交通ネットワークの編成や交通案内等に係る施策の検討方法等についてとりまとめました。

**1. 概要等** : 本書は、訪日外国人旅行者の誘客を支える交通施策を立案する際の検討内容、検討手法、交通施策等について解説したものです。概要は別紙、本書は下記 URL をご参照下さい。

[http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/soukou/sogoseisaku\\_soukou\\_tk\\_000042.html](http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/soukou/sogoseisaku_soukou_tk_000042.html)

**2. 活用の場面** : 本書の具体的な活用の場面としては、以下を想定しております。

- ・ 地域公共交通網形成計画の策定など地域交通体系全体の再編の検討  
→ 地域住民に加え、訪日外国人の利用を考慮した交通ネットワークの形成
- ・ 観光施策と連携した交通施策の検討  
→ 既存交通ネットワークを活用した二次交通・周遊ルートの整備 等

行政担当者等を対象にご要望に応じて出前講座も実施しています。  
ご希望の場合は以下 URL から申し込み下さい。講座名は、「地域のモビリティ確保」です。  
[http://www.mlit.go.jp/delivery\\_lecture/delivery\\_lecture.html](http://www.mlit.go.jp/delivery_lecture/delivery_lecture.html)

<問い合わせ先>

総合政策局総務課(総合交通体系担当) 酒井

代表:03-5253-8111(内線 53-113)

直通:03-5253-8795、FAX:03-5253-1675